

国不建推第74号
令和8年1月5日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について

建設業法において、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約の適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあります。

公共工事、民間工事にかかわらず、法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものであり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月策定。以下「受発注者ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきたところです。

今般、令和6年6月14日に交付された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行されたこと、また、中小企業の取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月23日に公布され、令和8年1月1日から施行されたことなどから、「建設業法令遵守ガイドライン」（平成19年6月策定）のほか、受発注者ガイドラインについても所要の改定を行いました。

受発注者双方が法令を遵守し、両者間の契約の適正化が図られれば、それぞれの責任と役割の分担が明確化するとともに、適正な施工の確保にも資することとなり、発注者の利益につながるることとなります。

つきましては、貴団体傘下の各企業において、受発注者ガイドラインの改定の趣旨及び内容を十分にご理解いただくとともに、建設業法を遵守した適正な契約の締結とその履行に努めていただけるようよろしくお願いします。

なお、受発注者ガイドラインは、国土交通省のホームページ
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html) に掲載予定です。